

# 青森県報

第四千三号

平成二十七年  
六月三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定.....	（青少年男女共同参画政策課）	二
生活保護法による介護機関の指定.....	（健康福祉課）	二
右 同.....	（同）	二
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地変更の届出.....	（同）	二
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護支援事業所の名称変更の届出.....	（同）	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出.....	（同）	四
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出.....	（同）	四
生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出.....	（同）	五
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定.....	（同）	五
右 同.....	（同）	五
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所		

の所在地変更の届出.....	（同）	六
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護支援事業所の名称変更の届出.....	（同）	六
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出.....	（同）	七
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出.....	（同）	七
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出.....	（同）	八
道路の区域の変更.....	（道路課）	八
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....	（環境保全課）	九
製菓衛生師試験の施行.....	（保健衛生課）	九
建設業者の許可の取消し.....	（東青地域民局）	一〇
右 同.....	（三八地域民局）	一〇
公営企業		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....	（病院管理課）	一〇

## 告

## 示

青森県告示第四百一十号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名	称	発行者（製作者）名	該当条項
一三〇九五	書籍	BOY・S・Jアス禁断	〇八一七五	マガジン・マガジン	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
一三〇九六			〇八一七五	〇五	秋田書店
一三〇九七			〇八一七五	〇五	秋田書店
一三〇九八			〇八一七五	〇五	秋田書店
一三〇九九			〇八一七五	〇五	秋田書店
一三〇〇〇			〇八一七五	〇五	秋田書店

青森県告示第四百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
	居宅介護事業者		居宅介護		

青森県告示第四百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所の所在地	指定年月日
倉石ハーンネス株式会社	居宅療養管理指導	三戸郡五戸町大字豊間内字八地蔵平一ノ八六五	居宅療養管理指導	三戸郡三戸町大字川守田字大明地一八の四	平成二〇一三年五月一日

青森県告示第四百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所の所在地	指定年月日
倉石ハーンネス株式会社	居宅療養管理指導	三戸郡五戸町大字豊間内字八地蔵平一ノ八六五	居宅療養管理指導	三戸郡三戸町大字川守田字大明地一八の四	平成二〇一三年五月一日

青森県告示第四百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三

第二号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
療法人内湯社 会社人福社 会法人幸友社	会社人福社 会法人幸友社	シソ有 ザヨ限 ワッケ プア会	シソ有 ザヨ限 ワッケ プア会	"	"	式プお 会社ラし 社ザや 株れ	式プお 会社ラし 社ザや 株れ	名 称 居 宅 介 護 事 業 者
一郷泊北 二田町津 〇字大軽 の甘字郡 二深木中	一茂泊北 九木町津 三三三若宮田中	ナンシ野八 トシ五戸 Dヨ大市 ントマ二	ナンシ野八 トシ五戸 Dヨ大市 ントマ二	"	"	八城弘 の東前 九三市 丁目大	八城弘 の東前 九三市 丁目大	主たる 所在地 居 宅 介 護 事 業 所
生応認 活型知 介共症 護対	生応認 活型知 介共症 護対	貸福 与社用 具	貸福 与社用 具	訪問 看護	訪問 看護	訪問 介護	訪問 介護	類事居 業宅介 の護種
りホグ ンル 館ム きブ	りホグ ンル 館ム きブ	シソ有 ザヨ限 ワッケ プア会	シソ有 ザヨ限 ワッケ プア会	だシス んシ訪 ョン問 ンテ 花ー 花ー	だシス んシ訪 ョン問 ンテ 花ー 花ー	だシス んシ訪 ョン問 ンテ 花ー 花ー	だシス んシ訪 ョン問 ンテ 花ー 花ー	名 称 居 宅 介 護 事 業 所
一茂泊北 九木町津 三三三若宮田中	の野市市北 一沢字飛大 八石字郡 七田薄中	ナンシ野八 トシ五戸 Dヨ大市 ントマ二	ナンシ野八 トシ五戸 Dヨ大市 ントマ二	四取弘 の上前 一五市 七丁目大	四取弘 の上前 一五市 七丁目大	四取弘 の上前 一五市 七丁目大	四取弘 の上前 一五市 七丁目大	所 在 地
二七 四一	二七 四一	六三 五一	六三 五一	"	"	二七 三三 一平 成	二七 三三 一平 成	年 月 日 更

区分	名 称	主たる 所在地	名 称	所 在 地	年 月 日 更
	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業者			

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護支援事業者の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 平山建設	株式会社 平山建設	"	"	会法人福 社人向福 明社	会法人福 社人向福 明社
四泉泊北 四字町津 の神大軽 一山字郡 一今中	九泉泊北 一字町津 の神大軽 一山字郡 一今中	六別泊北 の字町津 一小小大 谷字郡 二尾中	八別泊北 の字町津 一小小大 谷字郡 一尾中	六別泊北 の字町津 一小小大 谷字郡 二尾中	八別泊北 の字町津 一小小大 谷字郡 一尾中
"	"	生応認 活型知 介共症 護対	生応認 活型知 介共症 護対	通所 介護	通所 介護
まホグ なル みム やブ	まホグ なル みム やブ	里すホグ らム ぎの のやブ	里すホグ らム ぎの のやブ	らビデ ぎのイ のやサ りすー	らビデ ぎのイ のやサ りすー
四泉泊北 七字町津 の神大軽 一山字郡 一今中	四泉泊北 四字町津 の神大軽 一山字郡 一今中	六別泊北 の字町津 一小小大 谷字郡 二尾中	八別泊北 の字町津 一小小大 谷字郡 一尾中	六別泊北 の字町津 一小小大 谷字郡 二尾中	八別泊北 の字町津 一小小大 谷字郡 一尾中
二七 三三 一七	二七 三三 一七	"	"	二七 三三 一六	二七 三三 一六

青森県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
社会福祉法人内潟療護園	社会福祉法人幸友会
北津軽郡中泊町大字深郷田	北津軽郡中泊町若宮一九三三
内潟療護園相談センター	内潟療護園介護支援センター
北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	
平成二七年六月一日	

変更後	変更前	区分
有限会社ケックアソシエーツノザワ	有限会社ケックアソシエーツノザワ	特定福祉用具販売事業者
八戸市小中野三丁目二五の三	八戸市小中野三丁目二五の三	主たる事務所の所在地
八戸市小中野五丁目二の五	八戸市小中野三丁目二五の三	名 称
八戸市小中野五丁目二の五	八戸市小中野三丁目二五の三	所 在 地
平成二七年六月一日		年 月 日

青森県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予

防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
社会福祉法人明社	社会福祉法人明社	有限会社ケックアソシエーツノザワ	有限会社ケックアソシエーツノザワ	おしやれ株式会社	おしやれ株式会社	ヘルパーセンター	ヘルパーセンター	介護予防事業の種類
北津軽郡中泊町大字尾	北津軽郡中泊町大字尾	八戸市小中野三丁目二五の三	八戸市小中野三丁目二五の三	弘前市大字城東三丁目九	弘前市大字城東三丁目九	弘前市大字城東三丁目九	弘前市大字城東三丁目九	介護予防事業
北津軽郡中泊町大字尾	北津軽郡中泊町大字尾	八戸市小中野三丁目二五の三	八戸市小中野三丁目二五の三	弘前市大字城東三丁目九	弘前市大字城東三丁目九	弘前市大字城東三丁目九	弘前市大字城東三丁目九	主たる事務所の所在地
介護予防	介護予防	介護用具貸与	介護用具貸与	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問看護	名 称
北津軽郡中泊町大字尾	北津軽郡中泊町大字尾	八戸市小中野三丁目二五の三	八戸市小中野三丁目二五の三	弘前市大字城東三丁目九	弘前市大字城東三丁目九	弘前市大字城東三丁目九	弘前市大字城東三丁目九	所 在 地
平成二七年六月一日		平成二七年六月一日		平成二七年六月一日		平成二七年六月一日		年 月 日

変更後	变更前	変更後	变更前
株式会社 平山建設		"	
北津軽郡中 泊町大字今 九の五	北津軽郡中 泊町大字今 九の五	北津軽郡中 泊町大字尾 六の二	北津軽郡中 泊町大字尾 八の二
"		介護予防 認知症対 応型生活 介護	
グループ ホーム まなみや		グループ ホーム すらの	
北津軽郡中 泊町大字今 四の七	北津軽郡中 泊町大字今 四の七	北津軽郡中 泊町大字尾 六の二	北津軽郡中 泊町大字尾 八の二
二七・三二七		"	

青森県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	变更前	区分
株式会社 アシヨツプ ノザワ		名称
八戸市小中野 五丁目二の五 大町南シヨ ンテナントD	八戸市小中野 三丁目二五の 一三	主たる事務所の所在地
株式会社 アシヨツプ ノザワ		名称
八戸市小中野 五丁目二の五 大町南シヨ ンテナントD	八戸市小中野 三丁目二五の 一三	所在地
平成 二六・五 一		変更年月日

青森県告示第四百九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定年月日
ベストサービ ス株式会社	十和田市大字 三本木字里ノ 沢一の四八五	居宅療養 管理指導	ひがし調剤薬 局	十和田市大字 三本木字里ノ 沢一の六〇四	平成 二七・三二〇

青森県告示第四百十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	指定年月日
介護予防事業者		介護予防	介護予防事業所		

ベストサービ ス株式会社	十和田市大字 三本木字里ノ 沢一の四八五	介護予防 居宅療養 管理指導	局 ひがし調剤薬	十和田市大字 三本木字里ノ 沢一の六〇四	平成 二七・三・一〇
-----------------	----------------------------	----------------------	-------------	----------------------------	---------------

青森県告示第四百十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
"	おしゃれ 株式会社 プラザ株	弘前市大字 城東三丁目 八の九	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業所	名 称
訪問看護	訪問看護 センター だんシヨ ンテ ー 花	訪問看護 センター だんシヨ ンテ ー 花	居宅介護 事業所	所在地	名 称
訪問看護	訪問看護 センター だんシヨ ンテ ー 花	訪問看護 センター だんシヨ ンテ ー 花	居宅介護 事業所	所在地	名 称
訪問看護	訪問看護 センター だんシヨ ンテ ー 花	訪問看護 センター だんシヨ ンテ ー 花	居宅介護 事業所	所在地	名 称
"	"	平成 二七・三・一	変更 年月日		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	社会福祉 法人向明社	社会福祉 法人内湯 療養園	社会福祉 法人幸友 会	有 限 公 司 ソ シ ヤ ル ノ ザ ワ	有 限 公 司 ソ シ ヤ ル ノ ザ ワ	有 限 公 司 ソ シ ヤ ル ノ ザ ワ	有 限 公 司 ソ シ ヤ ル ノ ザ ワ
北津軽郡 泊町大字 六の二	北津軽郡 泊町大字 八の九	北津軽郡 泊町大字 一〇の二	北津軽郡 泊町大字 一〇の二	北津軽郡 泊町大字 一〇の二	北津軽郡 泊町大字 一〇の二	北津軽郡 泊町大字 一〇の二	北津軽郡 泊町大字 一〇の二
認知症 生活共同 型介護	認知症 生活共同 型介護	認知症 生活共同 型介護	認知症 生活共同 型介護	福祉用 具貸与	福祉用 具貸与	福祉用 具貸与	福祉用 具貸与
グループ ホーム すらの 里	グループ ホーム すらの 里	グループ ホーム すらの 里	グループ ホーム すらの 里	有 限 公 司 ソ シ ヤ ル ノ ザ ワ	有 限 公 司 ソ シ ヤ ル ノ ザ ワ	有 限 公 司 ソ シ ヤ ル ノ ザ ワ	有 限 公 司 ソ シ ヤ ル ノ ザ ワ
北津軽郡 泊町大字 六の二	北津軽郡 泊町大字 八の九	北津軽郡 泊町大字 一〇の二	北津軽郡 泊町大字 一〇の二	北津軽郡 泊町大字 一〇の二	北津軽郡 泊町大字 一〇の二	北津軽郡 泊町大字 一〇の二	北津軽郡 泊町大字 一〇の二
"	"	二七・三・二六	二七・三・二六	二七・四・一	二七・四・一	二七・四・一	二七・四・一

青森県告示第四百十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による」という。）

る生活保護法」という。(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 日
		名 称	居宅介護支援事業所	
社会福祉法人内潟療護園	社会福祉法人幸友会	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	平成 二七・四・一
北津軽郡中泊町大字深郷田の二丁目廿木一〇	北津軽郡中泊町大字田茂木三三三	内潟療護園介護支援センター	所在地	
内潟療護園相談センター	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	所在地	年月日	

青森県告示第四百十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 日
		名 称	特定福祉用具販売事業者	
有限会社ツケアソリューションズ	有限会社ツケアソリューションズ	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所	平成 二六・五・一
八戸市小中野五丁目二の五	八戸市小中野三丁目二五の三	八戸市小中野五丁目二の五	所在地	
八戸市小中野五丁目二の五	八戸市小中野三丁目二五の三	所在地	年月日	

青森県告示第四百十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 日
		名 称	介護予防事業者	
おしゃれ株式会社	おしゃれ株式会社	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	平成 二七・三・一
弘前市大字城東三丁目八の九	弘前市大字城東三丁目八の九	介護予防	介護予防事業所	
ヘルパーズセンターだん	ヘルパーズセンターだん	所在地	年月日	
弘前市大字城東三丁目八の九	弘前市大字城東三丁目八の九	所在地	年月日	

青森県告示第四百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		社会福祉 法人向明社		有 限 会 社 ア ソ シ エ ー ツ プ		"	
北津軽郡 泊町大字 尾中	北津軽郡 泊町大字 尾中	北津軽郡 泊町大字 尾中	北津軽郡 泊町大字 尾中	八戸市小 野五丁目 二	八戸市小 野五丁目 二	八戸市小 野五丁目 二	八戸市小 野五丁目 二
介護予防 認知症対 応型共同 生活介護		介護予防 通所介護		介護用具 福祉貸与		訪問看護	
グループ ホーム の 里 す ら ぎ の		デイサー ビスの ら ぎ の 里		有 限 会 社 ア ソ シ エ ー ツ プ		訪問看護 ステーション 花	
北津軽郡 泊町大字 尾中	北津軽郡 泊町大字 尾中	北津軽郡 泊町大字 尾中	北津軽郡 泊町大字 尾中	八戸市小 野五丁目 二	八戸市小 野五丁目 二	八戸市大 字一丁目 四	八戸市大 字三丁目 九
"		三 三 三		二 六 五 一		"	

図面  
番号  
道路  
種類  
路線  
名  
変  
更  
の  
区  
間

変更  
前後  
別  
敷  
地  
の  
幅  
員  
敷  
地  
の  
延  
長  
備  
考

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
アソシエーツ ノザワ	有限会社 アソシエーツ ノザワ	特定介護予防福祉用具 販売事業者	有限会社 アソシエーツ ノザワ	八戸市小野 三丁目二五 の一三	有限会社 アソシエーツ ノザワ	八戸市小野 三丁目二五 の一三	平成 二 六 ・ 五 一
八戸市小野 五丁目二の 五	八戸市小野 五丁目二の 五	特定介護予防福祉用具 販売事業者	有限会社 アソシエーツ ノザワ	八戸市小野 五丁目二の 五	有限会社 アソシエーツ ノザワ	八戸市小野 五丁目二の 五	平成 二 六 ・ 五 一

青森県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年七月二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

1	県道	青森環状野内線	青森市大字横内字亀井五四の二から 青森市大字四ツ石字里見八九の一まで	後	前	前
				一九・一〇メートルまで	三三・八〇メートルまで	一一・一〇メートルから 二二・五〇メートルまで
				二六〇・〇〇メートル	二八九・〇〇メートル	二六〇・〇〇メートル

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
県境不法投棄事案に係る水質モニタリング業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県環境生活部環境保全課  
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十七年四月十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
エヌエス環境株式会社青森支店  
青森市大字浜田字玉川三四七
- 六 契約金額  
二千七百五十四万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

製菓衛生師試験の施行

平成二十七年製菓衛生師試験を次のとおり施行するので、青森県製菓衛生師法施行細則（昭和四十四年五月青森県規則第三十五号）第三条の規定により公告する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 試験の期日及び場所
  - 1 期日  
平成二十七年八月十九日（水）
  - 2 場所  
青森市長島一丁目一の一  
青森県庁西棟八階大会議室
- 二 受験願書受付期間  
平成二十七年七月十三日（月）から同月二十七日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、有効とする。
- 三 受験願書提出先  
青森市長島一丁目一の一  
青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局（保健所）、青森市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ（電話〇一七 七三四 九二二四）に問い合わせること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 伊東工務店

二 氏名 伊東 良一

三 主たる営業所の所在地 青森市合浦二丁目二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一一九一九号

五 取消年月日 平成二十七年四月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・レンガ・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十月二十六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社テラソル

二 代表者の氏名 和田 武洋

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館二丁目一六の二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第三〇〇五五七号

五 取消年月日 平成二十七年四月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年一月三十一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十七号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月三日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

輸液ポンプ貸借契約 三五 台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院 管理課

青森市東造道二丁目一の

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年三月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

みちのくりーす株式会社

青森市橋本一丁目四の一〇

六 契約金額

平成二十七年 年額一千三百四十九万三千九百五十二円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十七年一月三十日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目  
番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭